

## 令和7年度第4回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 会議録

日時 令和8年3月24日(火) 18:30～19:40

場所 黒川コミュニティセンター 研修室

出席委員 黒川町11名 牧島地区10名

顧問 1名(市議) 調整 2名(コミセン長)

伊万里市(事務局):市民交流部長、環境政策課長、リサイクル推進係長

### 1. 開会

事務局:伊万里ケーブルテレビ及び佐賀新聞からの収録等の申し入れがあり、許可している。

### 2. 会長挨拶

今回で4回目の協議会となる。覚書の中身になるが、十分ご検討をいただきたい。

### 3. 協議事項

#### (1)覚書の内容検討 資料1 資料2

事務局:前回の協議会で、現計画が廃棄物の埋め立てやり方が「埋め立て」ではなく、「積み上げ」ではないかという許可に対する疑問の声があったため県の担当課に確認した。担当課からは、黒塩地区で計画されている埋立方式は県内外の他の処分場でも行われており、今回の計画は、埋立方式も含め、様々な分野の大学の先生で組織された県の専門委員会の審査を経て、県が許可をしているとの回答であった。

(質疑なし)

事務局:覚書について前回からの修正箇所を説明(資料1)

(質疑)

顧問:損害賠償について、お金を積み立てる仕組みを詳しく説明して欲しい。

事務局:損害賠償するための積立ではなく、処分場の廃止までの費用負担ができない場合に基金を使って処分場の廃止までを行う制度だと聞いている。

- 顧問 : 覚書の4. 環境保全協定等の④処理場等の変更の部分で、前半の施設等の改良の協議は住民にとって良い話だが、後半部分は廃棄物の種類の変更ということで事前に言えば変更できるとも捉えることができ、住民にとってあまり良くない話だと感じたが。
- 事務局 : 事前に協議をすることで、受け入れる廃棄物の変更を拒否することもできる。勝手に受け入れる廃棄物の種類を変更できないように敢えて記載している。
- 委員 : 動植物性残さ、動物系固形不要物とはどのようなものか。
- 事務局 : 動植物性残さは、食料品製造業や香料製造業などから出された動物や魚の皮、貝殻、羽毛などになる。また、動物系固形不要物は食肉処理、畜産活動から出てくる部位などで牛の角などがある。それらの殆どが肥料などに再生利用されるが、再利用できない全体の2%ほどを埋め立て処分していると聞いている。
- 委員 : 動物の内臓などの不要物を加工したようなものが搬入されるのではと心配になり確認した。
- 事務局 : 動植物性残さや動物系固形不要物は基本的には受け入れないとのことだが、市との確認書に入っていないものなので事業者からの要望もあり、覚書からは消している。
- 委員 : 熱海で不法投棄された土砂が崩れ大災害が起きたが、その翌年に盛土規制法が制定された。今回の埋め立ては、法律の規制対象とならないのか。
- 事務局 : 県の盛土を規制する部署でも審査をされているし、事業者からは技術的に計算された数値で安定勾配を設けているため問題ないとの説明があっている。
- 委員 : 法面に種子吹付をすることだが、下段から3メートルほどをブロック積みにできないか。種子吹付は安価だが、崩れだすと一気に崩れる。強度を求めるのならブロック積みの方が排水もできるので良いのではないか。
- 事務局 : こちらでは回答できないため、事業者を確認する。
- 委員 : 事業者が計画地の事前調査をされると聞いていたが、進捗状況はどうなっているのか。
- 事務局 : ボーリング調査は2週間ほどで終わられており、事業者が想定していたおりの軟弱地盤だったと聞いている。今後、その結果を基に工法を決め、図面を作成される。
- 委員 : 国道の配管の状況はどうなっているのか。
- 会長 : 6月9日までに配管工事を終わらせるように土木事務所から言われていると事業者から説明を受けた。事業者からは4月、5月で工事を行い

たいと話があった。

(質疑なし)

委員 : 前回の協議会で施設稼働中の地域振興策についての話があったが、覚書の3. 地域振興関係の④の中に記載があるとの認識で良いか。

事務局 : 埋立て完了後だけでなく「埋立て中」という文言が入っているので、そう思っていて構わない。

委員 : 埋立て方式について事務局から説明があったが、法の中では「埋め立て」という表現しかなく、谷に埋め立てて永久に封じ込めるということを目的とした法律ではないだろうかという解釈をしている。他に例があるとのことだが、山積みとなると法律の趣旨に反していると考える。また山を高くするのではなく、周辺の土地を新たに買い求められ、天端を広くできれば、跡地活用の選択肢も増えるのではないか。県の回答では引っかかる部分がある。埋め立て方法について、環境保全協定の中で強く求めていきたい。

委員 : 今の意見について、県からの回答として市から説明があったが、消化不良の部分もあるため、県の担当者から説明にから来てしていただけないか。

事務局 : 県に確認する。

委員 : 覚書の2. 処分場の管理運営の⑧異常発生時の措置の中で、異常が発生した場合とあるが、異常の認識に事業者と住民とに差があった場合はどうするのか。何か基準等があるのか。

事務局 : 次の⑨の苦情等への対応の中で苦情等に対して真摯に対応することとあるので、疑義が生じた時は当然ながら真摯に対応していただく必要がある。取り決めた基準値を超えた場合は、直ちに適切な措置を取っていただき、場合によっては埋め立てを止めてもらうことも考えられる。県が指導される部分もある。

委員 : 施設の工事に伴い様々な許可が必要だと思うが、開発許可など市や県の許可を受けていると考えてよいのか。

事務局 : 市の開発協議については、地盤の調査などを基に具体的な計画が出来たところで協議に諮られるのでまだ、市の開発協議は済んでいないと聞いている。事前に県や市の関係課から必要な届出を示されている。

委員 : 大栄環境が大規模なM&Aをされており、資産は増えたが一時的に支払いが生じたためか株価が落ちた。今後もM&Aを繰り返されることが想定される。M&Aを繰り返したあと不正会計などが発覚した企業のこと

がニュースになっていたが、今後もM&Aを繰り返されるのか聞けるようであれば確認できないか。肥前環境より親会社が倒産するのが早くなる可能性もある。

委員：放流水の水質基準をより明確に環境保全協定で、国の基準よりも低い基準で管理されるということになれば、埋立て期間の20年安定的な水質が保てと考えるので、カブトガニを保護されている方や心配されている市民の方は安心されるのではないかと思う。

事務局：覚書については、令和7年度の区長会の役員の皆さんにも覚書の内容検討及び協議いただいております、3月末付けで事業者である肥前環境及び親会社の大栄環境に記名押印いただいた後、現在の各区長会長名で押印いただきたいと考えるがいかがか。

(異議なし)

会長：それでは、覚書については、そのように進めていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

#### 4. その他

(事務局より今後のスケジュールを説明)

会長：その他、委員から何かあれば。

委員：4月から環境保全協定の内容の検討となるが、比較するために事業者と黒塩区で締結された環境保全協定書を参考に示していただきたい。

事務局：市が立ち合いはしているが、契約の当事者ではないため提示できるか即答は出来ない。

委員：写しそのものが提示できないならば、どういった項目があるのか例示していただきたい。また視察の費用について、事業者に負担していただくのは問題だと個人的に考えるため、出来れば市で予算化をしていただくのが適当だと考えるが検討いただけないか。

(部長より)

新年度に向け、役員改選がなされる。交代される委員もいらっしゃるため、これまで協議会にご協力いただき感謝申し上げます。

委員の皆様には地域の代表として協議会にご参加いただき、時間がない中で、毎回、会議の予定時間を大幅に超えて、地域のために熱心にご協議頂いた。

今回、覚書の案が整ったということで、これまでの皆様のご苦勞とご協力に感謝申し上げますとともに、引き続き協議会の皆様には、今後の協定案の協議についても、ご苦勞をお掛けすると思うが、よろしく願い申し上げます。

## 5. 閉会